

広報写真等の提供の決まり

1. 目的

写真等の提供は、その使用によって、市政のPR、イメージアップを図るために行うものとします。

2. 料金

提供料金は無料です。

3. 提供できる対象者等

提供できる対象者は、次のいずれかに該当するものです。

- (1) 国、地方公共団体およびその外郭団体
- (2) 市政記者クラブ加盟の報道機関
- (3) 次のいずれかに該当する団体または個人で、広報広聴課長が認める者
 - ① マスコミ一般（新聞、雑誌、放送、出版社など）
 - ② 公共的団体（町会、青少年・婦人団体など）
 - ③ 民間企業、個人など

※営利目的や政治、宗教活動を助長する恐れがある場合は提供できません。人物等（市長、議長等公人として判断されるものは除く。）の肖像権を侵す恐れがある場合も同様とします。

※ただし、特定団体（民間企業、個人を含む）から営利目的で申請があった場合でも、七尾市のPRにつながるものであると広報広聴課長が認めたときは、提供できるものとします。

4. 条件

- (1) 申請書の提出
申請者は「写真等提供依頼申請書」を提出をお願いします。
- (2) 提供できる対象物の媒体
提供は原則デジタルデータとします。
- (3) 提供後の管理
申請者は、写真等の使用後、すぐにデータを消去してください。
- (4) 複写転用の禁止
申請者は、提供された写真等を広報広聴課が許可した使用目的以外に使用し、また複写転用しないでください。
- (5) その他
使用者は、掲載写真等に「提供：七尾市」と標記してください。ただし、風景写真等をイメージとして使う場合など、文字の標記が不要であると広報広聴課長が認めるものについては、この限りではありません。

6. 承認の取り消し

- (1) 虚偽の申請や違反が発覚した場合には、広報広聴課長は承認を取り消し、すぐに使用を中止させることができます。
- (2) 全項の違反により市が損害を受けた場合は、依頼者がその損害を賠償しなければならない。

7. 疑義の決定

この基準に規定のない事項については、広報広聴課長がその都度決定するものとする。